

県産加工食品海外展開サポート補助金事業費補助金Q&A R6.6.13時点

1. 補助対象事業について		
	質問内容	回答
(1)	<u>海外で開催される見本市・展示会・商談会等への出展</u> で具体的にどのような経費が対象となるのか	(例) 海外で開催される見本市に出展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航旅費 (国内外) ・ 見本市の出展経費 ・ 出店準備に係る雑費 (POP制作、備品購入 等) ・ 現地通訳費、Wi-Fi等通信費 等
(2)	<u>商談・市場調査・プロモーション活動</u> で具体的にどのような経費が対象となるのか	(例) 現地で商談→市場調査→現地イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航旅費 (国内外) ・ 商談バイヤーへの謝金 ・ 市場調査にかかる調査委託費 ・ モールでのイベント開催出店料 ・ その他雑費 (イベント用備品購入費など) (例) 日本国内でのオンライン商談会に参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加料 ・ サンプル輸送料 (購入費は対象外)
(3)	<u>海外バイヤー等の招聘</u> で具体的にどのような経費が対象となるのか	(例) 海外バイヤーの招聘 <ul style="list-style-type: none"> ・ バイヤー招へい旅費 ・ バイヤーへの謝金 ・ 商談会場レンタル料 ※サンプル購入費は対象外
(4)	<u>輸出に向けた商品の改良</u> で具体的にどのような経費が対象となるのか	(例) 商品パッケージのデザイン改良 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品パッケージのデザイン制作委託費 (例) 商品の成分表示ラベルの改良 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成分調査委託費 ・ ラベル印刷費

県産加工食品海外展開サポート補助金事業費補助金Q&A

1. 補助対象事業について

	質問内容	回答
(5)	海外向け販売促進用ツールの作成で具体的にどのような経費が対象となるのか	(例) 商品紹介動画の制作 ・ 動画制作委託費
(6)	その他の事業で知事が必要と認めるものとは具体的に何か	上記(1)～(5)以外に、県産加工食品の海外展開に資すると認められる取組。相談があれば個別に判断する。

2. 補助対象者について

	質問内容	回答
(1)	特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人等は中小企業者に該当するか	該当しない。
(2)	農協、漁協、その他組合は中小企業者に該当するか	該当しない。
(3)	大分県内にOEM拠点を持つ県外事業社は事業実施主体に該当するか	該当しない。

県産加工食品海外展開サポート補助金事業費補助金Q&A

3. 申請手続きについて		
	質問内容	回答
(1)	応募に際し提出すべき書類は何か	書類審査に必要な事業認定申請書類の提出が必要となる。 県HPの応募ページに掲載されている書類（様式1, 2, 3, 4, 6, 7号、その他参考資料）を以て申請する。
(2)	採択されたらすぐ事業を開始してよいか	採択通知後に、交付申請の手続きを行って頂き、県から交付決定通知を受けた日付以降に発生した経費から補助対象となる。
(3)	審査に際し面接やプレゼンはありますか	書面による審査のみとなる。
(4)	補助金の前払い、概算払は可能か	事業終了後の精算払いのみ。ただし、知事が認める場合のみ概算払も可能。
(5)	契約時に申請した経費と事業開始後の実費に差異が生じた場合はどうすれば良いか	補助事業の内容又は経費の配分の変更が生じた場合は、変更交付申請が必要。ただし、以下の軽微な変更の場合は不要 ・補助金の交付目的に反しない事業内容の変更 ・補助対象経費の30%以内の増減
(6)	補助事業完了時とはいつの時点か	補助対象経費にかかるすべての支払が完了した日付を以て完了となる。
(7)	交付決定した金額以上に経費が発生したが、増額の変更申請は可能か	できない。 交付決定した金額が補助金の上限となる。

県産加工食品海外展開サポート補助金事業費補助金Q&A

4. その他		
	質問内容	回答
(1)	消費税、海外付加価値税等は対象となるか	対象とならない。
(2)	振込手数料は対象となるか	対象とならない。
(3)	他の補助金に採択された企業が応募できるか	企業の他の事業が、他の補助金に採択されていることは問題ないが、申請事業については他の補助金と重複することはできない。
(4)	海外渡航に際してかかる旅費の支払基準等はあるのか	<p>旅費の取扱いは、以下のとおり。</p> <p>①旅費（交通費および宿泊料）は2名分まで対象</p> <p>②交通費については、最短経路による妥当な交通費であり、基本的な料金（新幹線：普通指定席、飛行機：エコノミークラス）を補助対象とする。グリーン料金やビジネスクラス料金は対象外とする。</p> <p>③宿泊費については、単価等を大分県の職員等の旅費に関する条例、職員等の旅費に関する条例施行規則に準じることとし、下記を上限額として実費額を補助対象経費として計上することとする。</p> <p>ア シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤドおよびアビジャン 1泊につき1人22,500円までの実費額</p> <p>イ 北米、欧州および中近東地域で知事が定める地域のうちア以外の地域 1泊につき1人18,800円までの実費額</p> <p>ウ アジア（本邦除く）、中南米、大洋州、アフリカおよび南極地域で知事が定める地域のうちア以外の地域 1泊につき1人13,500円までの実費額</p> <p>エ ア、イ、ウ以外の地域 1泊につき1人15,100円までの実費額</p>